

介護保険事業所における管理者の兼務

管理者の兼務	県の考え方として、次の(条件1)又は(条件2)の何れかのみ ^の 兼務に限り可能。 関係事業所の管理業務に支障がない範囲で可能とし、管理者は常勤とする。 (条件1) 同一事業所内における従業者との兼務 (条件2) 併設する他の事業所の管理者との兼務(管理者同士の兼務)
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

「兼務できる例」と「兼務できない例」

⇒ パターン① から パターン⑧ を参照ください。

を兼務の範囲とします。

関係事業所(A, B, C事業所)は、併設しているものとする。

併設とは、「同一建物内」「同一(隣接)敷地内」「道路を隔てて隣接」の何れかをいう。

※ 関係事業所(A, B, C事業所)が、介護保険法に基づく「居宅サービス」と「介護予防サービス」の両方の指定を受けている場合についても、下記のパターン①～⑧では便宜上、1つの事業所として表記する。

【注1】 関係事業所に地域密着型サービスが含まれる場合は、兼務が不可能なものもありますので、必ず指定する市町(保険者)へも相談ください。

【注2】 関係事業所に他法令(介護保険法外)に基づく事業所が含まれる場合は、所管する部署へも相談ください。

パターン① ⇒ ○ 兼務できる



パターン② ⇒ ○ 兼務できる



(条件1)「同一事業所内における従業者との兼務」に該当し可。

【例】

- 訪問介護(A)の「管理者」と「サービス提供責任者」
- 通所介護(A)の「管理者」と「生活相談員(月、火、水)・介護職員(木、金)」

(条件2)「併設する他の事業所の管理者との兼務(管理者同士の兼務)」に該当し可。

【例】

- 「訪問介護(A)」と「通所介護(B)」の管理者
- 「通所介護(A)」と「(同一敷地内にある別の)通所介護(B)」の管理者
- 「通所介護(A)」と「特別養護老人ホーム(B)」の管理者
- 「通所介護(A)」と「認知症対応型通所介護(B)」の管理者
- 「通所介護(A)」と「障害者総合支援法の生活介護(障がい者デイサービス)(B)」の管理者
- 「訪問介護(A)」の管理者と「有料老人ホーム(B)」の施設長

パターン③ ⇒ ○ 兼務できる



(条件2)の管理者同士の兼務として、3事業所(以上)の兼務も可。ただし、関係事業所の管理業務に支障がない範囲に限る。

【例】

- 「訪問介護(A)」と「通所介護(B)」と「居宅介護支援(C)」の管理者

パターン④ ⇒



兼務できる

A事業所 A'事業所

B事業所 B'事業所

管理者	管理者
従業者	従業者

管理者	管理者
従業者	従業者

パターン⑤ ⇒



兼務できる

A事業所 A'事業所

B事業所 B'事業所

管理者	管理者
従業者	従業者

管理者	管理者
従業者	従業者

次の事業所は、各々に指定を受けながらも、**実質は一体的に運営**されるため、「AとA'」「BとB'」の関係にあります。

訪問看護ステーション
居宅療養管理指導

福祉用具貸与
特定福祉用具販売

介護保険法の訪問看護ステーション
健康保険法の訪問看護ステーション

介護保険法の訪問介護
障害者総合支援法の居宅介護(ホームヘルプ)

パターン④ ⇒ (条件1) に準ずるもので可。

【例】

1. 「訪問看護ステーション(A)」と「居宅療養管理指導(A')」の管理者と看護職員
2. 「福祉用具貸与(A)」と「特定福祉用具販売(A')」の管理者と福祉用具専門相談員
3. 「介護保険法の訪問介護(A)」と「障害者総合支援法の居宅介護(A')」の管理者と訪問介護員等

パターン⑤ ⇒ (条件2) に準ずるもので可。

【例】

1. 「訪問看護ステーション(A)」と「居宅療養管理指導(A')」及び「介護保険法の訪問介護(B)」と「障害者総合支援法の居宅介護(B')」の管理者
2. 「介護保険法の訪問看護ステーション(A)」と「健康保険法の訪問看護ステーション(A')」及び「居宅介護支援(B)」の管理者
3. 「介護保険法の訪問介護(A)」と「障害者総合支援法の居宅介護(A')」及び「通所介護(B)」の管理者

パターン⑥ ⇒



兼務できない

A事業所

B事業所

管理者
従業者

管理者
従業者

パターン⑦ ⇒



兼務できない

A事業所

B事業所

管理者
従業者

管理者
従業者

(条件1)かつ(条件2)となるため不可。

【例】

1. 「訪問介護(A)の管理者兼サービス提供責任者」と「通所介護(B)の管理者」
2. 「通所介護(A)の管理者兼生活相談員」と「特別養護老人ホーム(B)の管理者」
3. 「有料老人ホーム(A)の施設長兼介護職員」と「通所介護(B)の管理者」

(条件1)(条件2)の何れにも該当しないため不可。

【例】

1. 「訪問介護(A)の管理者」と「通所介護(B)の介護職員」
2. 「特別養護老人ホーム(A)の管理者」と「通所介護(B)の生活相談員」
3. 「居宅介護支援(A)の管理者」と「有料老人ホーム(B)の介護職員」

【注】

パターン⑥～⑧において、居宅介護支援事業所の管理者・介護支援専門員と、障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業所の管理者・相談支援専門員との兼務については、例外的に認められる場合がありますので、県の長寿介護課及び障がい福祉課まで相談ください。

パターン⑧ ⇒



兼務できない

A事業所

B事業所

管理者
従業者

管理者
従業者

(条件1)又は(条件2)に限るため不可。

【例】

1. 「訪問介護(A)」の「管理者(月～金)」と「訪問介護員等(月～木)」及び「通所介護(B)」の「介護職員(金)」
2. 「通所介護(A)」の「管理者(月～金)」と「介護職員(月～水)」及び「有料老人ホーム(B)」の「介護職員(木～金)」